

## 奈良県立民俗博物館民俗資料収集・保存等方針

令和 8 年 4 月 1 日  
奈良県立民俗博物館長

### (趣旨)

第1条 この方針は、奈良県立民俗博物館（以下「民俗博物館」という。）が行う、文化財保護法(昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号)第 1 条第 3 項に規定する衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の県民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗資料」という。）の収集、保存、活用、除籍に関して必要な事項を定める。

### (共通基本方針)

第2条 民俗博物館は、民俗資料を後世に継承するとともに、県民が民俗資料を通して、郷土の伝統、風俗、慣習などに対する理解と認識を深め、生活文化の向上に資するよう取り組む。

2 民俗博物館は、持続可能な運営を目指し、民俗資料の適切な収集、保存、積極的な活用を行う。

### (収集に関する方針)

第3条 民俗博物館は、県内に所在する民俗資料であって、奈良県の地域的特色を示す衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の県民の生活の推移の理解のため欠くことのできない資料を収集する。

2 前項で収集する資料のうち重点を置くものは、奈良県立民俗博物館コレクション資料基準で定めるものとする。

3 県外の所在であっても、次に該当し、本県との関連性が高いと判断できる資料について収集することができる。

(1) 県内の製作又は生産と認められる資料

(2) 本県の影響を受けている又は本県に影響を及ぼしたことが明らかな資料

4 出所、経緯、価値を明らかにするため、資料と一体的に収蔵又は保管する必要のある文献、写真、映像、音源等の二次資料の収集に努める。

5 収集は、収蔵の有無及び収蔵数、地域的特色、民俗資料の種類、製作・使用年代、意匠、保存状態、資料構成を、総合的に勘案するものとする。また、奈良県立民俗博物館コレクション資料基準に該当する資料を除き、既に収集している資料や奈良県の地域性及び歴史性が認めがたい資料については、その資料の必要性について特に慎重に検討を行う。

- 6 収集は、奈良県立民俗博物館資料寄贈・寄託マニュアルに規定する基本情報が不明な資料は収集しない。
- 7 収集は、奈良県立民俗博物館資料寄贈・寄託マニュアルに基づき、奈良県立民俗博物館運営協議会（以下「運営協議会」という。）の意見を聞くこととする。

（保存に関する方針）

- 第4条 民俗博物館は、収集した資料を、奈良県立民俗博物館デジタル保存活用方針及び奈良県立民俗博物館デジタル保存活用マニュアル（以下「デジタル保存活用方針等」という。）並びに奈良県立民俗博物館資料保存マニュアルに基づき、写真撮影によりデータ保存した上で、展示、調査、研究、教育普及その他に利用するため、収蔵資料として登録、整理しなければならない。
- 2 収蔵資料は、良好な状態で保存するとともに、奈良県立民俗博物館資料保存マニュアルに基づき、定期的に点検及び調査を行い、その所在及び状態を確認しなければならない。また、資料台帳のデータも同様に点検を行い、収蔵資料の情報と整合を図らなければならない。
  - 3 収蔵資料の保存にあたり、配架方法や収蔵環境を最大限工夫するとともに、収蔵能力、保存環境の向上に努めなければならない。

（活用に関する方針）

- 第5条 民俗博物館は、収蔵資料を他の博物館や教育機関との連携により積極的に活用することに努める。
- 2 民俗博物館は、収蔵資料の年間の展示、活用に関する計画を策定し、運営協議会に報告する。
  - 3 収蔵資料の貸出は、奈良県立民俗博物館資料貸出マニュアルに基づき、適切な手続きを経て行う。
  - 4 民俗博物館は、収蔵資料をデジタル保存活用方針等に基づき、データベースを作成し、公開することで一般に広く普及することに努める。

（除籍に関する方針）

- 第6条 民俗博物館は、適切な資料構成の維持及び持続的な収集、研究活動のため、博物館の登録資料の登録抹消（以下「除籍」という。）を行うことができるものとする。
- 2 除籍する資料の候補は、次に該当するものとする。
    - （1）資料の性質から体験学習、学校教育、古民家内での展示等に、除籍後活用することで、教育普及等の効果が期待される資料
    - （2）資料の性質から他の施設等に譲渡することで、その資料価値が向上し、適切な保存、活用、研究環境が期待される資料

(3) 著しい損傷、修復不能な破損、部材のみの残存等、展示、調査、研究、教育普及が困難であり、資料価値を失ったと認められ廃棄とする資料

- 3 除籍は、除籍後の活用及び他の施設等への譲渡を優先することとし、廃棄は最小限とする。
- 4 譲渡先は、収集地を優先し、原則県内とする。
- 5 除籍の決定にあたっては、運営協議会と十分な協議を実施するものとする。
- 6 除籍を決定した資料の情報は、ホームページ等で一般に公開する。
- 7 除籍の手続きは、奈良県立民俗博物館資料除籍マニュアルに基づき行う。

(他の規程の適用)

第7条 民俗資料の収集、保存、活用、除籍は、この方針（方針から委任した基準、マニュアルを含む。）のほかに奈良県立民俗博物館条例、奈良県立民俗博物館管理規則（昭和49年10月29日奈良県規則第34号）及び物品に関する法令等の定めるところによる。

(方針の改定)

第8条 この方針は策定後随時検証し、必要に応じて改定する。

附則

この方針は、令和8年4月1日から適用する。